

公立大学法人埼玉県立大学教員の採用及び昇任の手続きに関する規則

平成 22 年 4 月 1 日

規 則 第 2 1 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、公立大学法人埼玉県立大学職員就業規則（平成 22 年規則第 22 号。以下「就業規則」という。）第 6 条第 2 項及び第 13 条第 2 項の規定に基づき、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）の教員の採用及び昇任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「教員」とは、就業規則第 2 条第 2 項に規定する教員をいう。

(公正の確保)

第 3 条 採用及び昇任は、人格、学歴、職歴、教授能力、教育及び研究の業績、学会及び社会における活動並びに健康等について総合的に判断し、公正にこれを行うものとする。

第 2 章 採用の手続

(採用方針の決定)

第 4 条 理事長は、毎年度、教員採用に当たっての指針となる採用方針を公立大学法人埼玉県立大学定款（以下「定款」という。）第 15 条に規定する理事会（以下「理事会」という。）の議を経て決定する。

2 前項の場合において、定款第 22 条第 6 号に該当するときは、定款第 19 条に規定する経営審議会（以下「経営審議会」という。）の議を経なければならない。

(募集の申出)

第 5 条 学部、研究科及び各センター（以下「学部等」という。）の長は、欠員の発生等により教員の採用が必要となった場合には、学長に対し募集の申出を行う。

(募集の発議)

第 6 条 学長は、前条の申出を受け、採用方針を踏まえた上で採用の必要があると認めるときは、理事会に対して募集の発議を行う。

(個別採用方針の決定)

第 7 条 理事会は、前条の発議を受け、採用方針並びに教育研究等及び経営の両面から検討の上、採用の必要があると認めるときは、当該発議に係る個別採用方針を決定する。

(採用手続きの開始)

第 8 条 理事長は、理事会が個別採用方針を決定したときは、公立大学法人埼玉県立大学組織規則（平成 22 年規則第 6 号）第 2 条に規定する教員人事委員会（以下「人事委員会」という。）に選考手続きの開始を指示する。

2 教員の選考は、原則公募により行う。ただし、理事長が必要と認め、理事会の議を経たときは、公募によらない方法により選考することができる。

3 公募の手続きは、人事委員会が行う。

4 公募に当たっては、応募者に次に掲げる書類の提出を求めるものとする。ただし、助手の公募に当たっては、第二号及び第四号の書類の提出を求めないことができるものとする。

一 履歴書（様式第 1 号）

二 教育研究業績書（様式第 2 号）

三 応募理由書（様式第 3 号）

四 推薦書（様式任意）

五 その他人事委員会が必要と認める書類

(採用候補者の決定)

第9条 人事委員会は、応募者の研究業績及び教育能力等を審査するため、公立大学法人埼玉県立大学教員人事委員会規則(平成22年規則第20号)第14条第1項に規定する資格審査会(以下「資格審査会」という。)を設置する。

2 資格審査会は、別に定める基準に基づき、提出書類等により応募者の審査を行い、その結果を人事委員会へ報告する。

3 人事委員会は、前項の審査結果に加え、学内運営や社会貢献など教育研究以外の活動についても審査を行い、総合的視点から採用候補者を決定し、学長に推薦する。

4 資格審査会及び人事委員会は、審査に当たって必要があると認めるときは、面接を行うことができる。

第10条 削除

(採用の申出)

第11条 学長は、第9条第3項の推薦を受けたときは、第7条第1項で決定した個別採用方針との適合性等について確認した上で採用候補者を決定し、理事長に対して採用の申出を行う。

(任命)

第12条 理事長は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第73条の規定に基づき、学長から申出のあった採用候補者を任命する。

(公募によらない選考)

第13条 公募以外の方法により選考し、採用を行う場合には、公募に関する手続きを除き、第5条から第12条の規定を準用するものとする。

第3章 昇任の手続

(昇任の基準)

第14条 昇任は、別に定める基準に適合し、教育研究活動、学内運営及び社会貢献等において顕著な業績を挙げた者について行う。

2 助手から教授、准教授又は助教への昇任は行わない。

(昇任の時期)

第15条 教員の昇任時期は、4月1日を原則とする。

(昇任方針の決定)

第16条 理事長は、毎年度、職位別の教員の状況や教育研究・経営への影響等を検討の上、理事会の議を経て教員の昇任方針を決定する。

(昇任手続きの開始)

第17条 理事長は、昇任方針を決定したときは、人事委員会に昇任手続きの開始を指示する。

2 人事委員会は、学内に昇任方針を周知するとともに、期日を定めて昇任希望者を募集する。

3 昇任希望者は、次の各号に掲げる書類を人事委員会に提出しなければならない。

一 昇任申請書(様式第4号)

二 教育研究業績書(様式第5号)

三 現職位在職期間中に公刊した著書若しくは公表した論文又は専攻領域に関わる顕著な研究業績(著書及び論文に係るものを除く。)のうち、教授への昇任を希望する者にあつては3編(件)、准教授への昇任を希望する者にあつては2編(件)の代表的業績の概要等を記載した調書(様式第6号)及びこれに係る著書若しくは論文又は研究業績の写し

四 前号の代表的業績について、学会、協会等の機関、研究者、評論家等による書評又は引用等があるときはその写し

五 社会貢献・大学への貢献調書(様式第7号)

(昇任候補者の決定)

第18条 人事委員会は、昇任希望者の研究業績及び教育能力を審査するため、資格審査会を設置する。

2 資格審査会は、別に定める基準に基づき、提出書類等により昇任希望者の審査を行い、その結果を人事委員会へ報告する。

3 人事委員会は、前項の審査結果に加え、学内運営及び社会貢献など教育研究以外の活動を踏まえ総合的視点から審査を行い、昇任候補者を決定し、学長に推薦する。

4 人事委員会は、審査に当たって必要があると認めるときは、面接を行うことができる。

第19条 削除

(昇任の申出)

第20条 学長は、第18条第3項の推薦を受けたときは、第16条で決定した昇任方針との適合性等について確認した上で昇任候補者を決定し、理事長に対して昇任の申出を行う。

(任命)

第21条 理事長は、法第73条に基づき、学長から申出のあった昇任候補者の昇任を決定し、任命する。

第4章 その他

(その他)

第22条 この規則に定めるもののほか、教員の採用及び昇任の手続きに関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第14条第3項の規定は、平成28年4月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年3月26日から施行する。

(講師の廃止に伴う措置)

2 第11条及び第20条の規定に関わらず、学長は平成30年3月31日時点において、本学の講師の職にある者(第20条に基づき昇任候補者として決定され、昇任の申出がされている者を除く。)を准教授候補者として決定し、理事長に対して、任命の申出をすることができる。

3 理事長は、法第73条の規定に基づき、学長から申出のあった准教授候補者を准教授として任命

する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和５年１０月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

履 歴 書（１）

（ 年 月 日 現在）

ふりがな		住 所	〒	写真
氏 名	印		TEL ()	
性 別	☐ 男 ☐ 女	連絡先	☐ 自宅（上記住所） ☐ その他(名称) TEL () E-mail	
生年月日	年 月 日 (満 歳)			

学歴（中学校から順に記入）			
学校名、学部・学科名及び全日制・定時制の別	在学期間	修学区分 (○で囲む)	学歴区分
	年 月から 年 月まで	卒・卒見込・終了 学年 ☐ 在学中 ☐ 中退	
	年 月から 年 月まで	卒・卒見込・終了 学年 ☐ 在学中 ☐ 中退	
	年 月から 年 月まで	卒・卒見込・終了 学年 ☐ 在学中 ☐ 中退	
	年 月から 年 月まで	卒・卒見込・終了 学年 ☐ 在学中 ☐ 中退	
	年 月から 年 月まで	卒・卒見込・終了 学年 ☐ 在学中 ☐ 中退	

専修学校・各種学校歴			
学校名、学科名、電話番号、年間授業時間数	在学期間	修学区分 (○で囲む)	学歴区分
	年 月から 年 月まで	卒・卒見込・修了 学年 ☐ 在学中 ☐ 中退	
	年 月から 年 月まで	卒・卒見込・修了 学年 ☐ 在学中 ☐ 中退	

履 歴 書（２）

保 有 学 位 等	
名 称	取 得 年 月

免 許・資 格	
名 称	取 得 年 月
	年 月
	年 月
	年 月
	年 月
	年 月

職 歴 等（短期間のものも、漏れなく記入してください）					
勤務先（部課まで） ----- 所 在 地	職務内容	勤務形態	勤務時間等	在 職 期 間	経験月数

履 歴 書（３）

学会及び社会における活動等	
現在所属している学会	
年 月	事 項

学内（所属）運営における役職・委員会活動等	
年 月	事 項

賞 罰 ・ 処 分 歴 等	
年 月	事 項

本書類の記載内容については事実に相違なく、虚偽の記載があった場合には、採用取消や懲戒処分等の対象となり得ることについて了承します。

年 月 日

氏名

【記入上の注意】

賞罰・処分歴等欄には、過去に学生に対するセクシャルハラスメントを含む性暴力等を原因として懲戒処分若しくは分限処分を受けた場合には、処分の内容及びその具体的な事由を必ず記入すること。

教 育 研 究 業 績 書

年 月 日

氏名

教 育 へ の 取 組 に 関 す る 事 項		
項 目	年 月	概 要
1 教育方法の実践例		
2 作成した教科書、教材		
3 実務の経験についての特記事項		

研 究 業 績 等 に 関 す る 事 項				
著書・学術論文等の名称、学会発表の演題等	単著、共著の別	発行又は発表の年月	発行所、発表雑誌又は発表学会等の名称	概 要
(著書)				
(学術論文)				
(学会発表)				
(その他)				

應募理由書

年 月 日

氏名

公募が複数の職位にわたっている場合（「教授又は准教授」など）は、必ず審査を希望する職位に○を記入して下さい。

審査を希望する
職位

●

•

応募理由（１０００字程度で自由に記載してください。任意の別紙に記述も可）

昇任申請書

(年 月 日 現在)

ふりがな		所属	
氏 名			現職位 (在職年数)
性 別	☐ 男 ☐ 女	昇任 希望職位	
生年月日	年 月 日 (満 歳)		

最 終 学 歴			
学校名、学部・学科名等	在学期間	修学区分 (○で囲む)	学歴区分
	年 月 から 年 月 まで	卒・卒見込・修了 学年 [在学中 中退	

保 有 学 位 等	
名 称	取 得 年 月

免 許・資 格	
名 称	取 得 年 月
	年 月
	年 月
	年 月
	年 月
	年 月

教 育 研 究 業 績 書

年 月 日

氏名

教 育 へ の 取 組 に 関 す る 事 項		
項 目	年 月	概 要
1 教育方法の実践例		
2 作成した教科書、教材		
3 実務の経験を有する者についての特記事項		

研 究 業 績 等 に 関 す る 事 項				
著書・学術論文等の名称、学会発表の演題等	単著、共著の別	発行又は発表の年月	発行所、発表雑誌又は発表学会等の名称	概 要
(著書)				
(学術論文)				
(学会発表)				
(その他)				

代 表 業 績 調 書

年 月 日
氏名

業績 1	（書名・論文名（発行所・掲載誌、出版・掲載年、巻号）若しくは専攻領域に係る顕著な業績）
（概要） （意義・価値・研究背景等）	

業績 2	（書名・論文名（発行所・掲載誌、出版・掲載年、巻号）若しくは専攻領域に係る顕著な業績）
（概要） （意義・価値・研究背景等）	

業績 3	（書名・論文名（発行所・掲載誌、出版・掲載年、巻号）若しくは専攻領域に係る顕著な業績）
（概要） （意義・価値・研究背景等）	

社 会 貢 献 ・ 大 学 へ の 貢 献 調 書

年 月 日

氏名

社 会 貢 献 に 関 す る 事 項	
項 目	概 要 等
(地域連携センター事業)	
(学術団体における活動)	
(学会における委員等)	
(地域・社会への貢献)	
(その他)	

大 学 へ の 貢 献 に 関 す る 事 項	
項 目	概 要 等
(委員会・部会)	
(その他学科内委員等)	
(入試・オープンキャンパス参加)	
(学生指導・国際交流)	
(その他)	

昇任後の学内運営についての抱負